

九頭竜川・北川減災対策協議会（仮称） 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「九頭竜川・北川減災対策協議会（仮称）（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、九頭竜川、北川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 的確な避難行動、水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所調査第一課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年3月24日から施行する。

別表 1（協議会委員）

近畿地方整備局 福井河川国道事務所長
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長
気象庁 福井地方気象台長
福井県 土木部長
福井市長
あわら市長
坂井市長
永平寺町長
小浜市長
若狹町長

別表 2（幹事会）

近畿地方整備局	福井河川国道事務所	副所長
近畿地方整備局	九頭竜川ダム統合管理事務所	管理課長
気象庁	福井地方気象台	防災管理官
福井県	土木部 砂防防災課	砂防防災課長
福井市	総務部 危機管理室	危機管理室長
福井市	建設部 河川課	河川課長
あわら市	建設課	建設課長
坂井市	建設部 建設課	建設課長
永平寺町	建設課	建設課長
小浜市	総務部 生活安全課	生活安全課長
小浜市	産業部 都市整備課	都市整備課長
若狹町	環境安全課	環境安全課長